

青環保第562号
平成29年7月26日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

青森県知事 三村 申吾



豊原風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの意見について

このことについて、電気事業法第46条の7第1項の規定に基づき、環境影響評価法第10条第1項の環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

今後、貴職が行う審査におかれましては、本意見を十分勘案くださるようお願いいたします。

豊原風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する 環境の保全の見地からの意見

- 1 工事中資材等の搬出入に係る窒素酸化物、粉じん等、騒音及び振動の調査及び予測地点について、工事中資材等の搬出入道路の沿道に位置する住居等を代表する地点として選定したとしているが、調査及び予測地点図においては住居がないのに選定されている地点があることから、地点を適切に選定すること。
- 2 工事中資材等の搬出入に係る騒音及び振動の影響の予測時期について、工事中資材等の搬出入車両が最大となる時期としているが、車両の種類を勘案した上で、影響が最大となる時期を設定すること。
- 3 建設機械の稼働に係る振動の評価において、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」に記載されている手法として、「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」との整合性を選定しているが、当該手引では、当該基準との整合性について、振動規制法に基づき区域が定められていない地域を除くとされていることから、適切な手法を選定すること。
- 4 工事の実施により、濁水が流入する可能性のある河川の下流域において、稲作（水稲）が行われている場合には、水質に係る調査地点及び予測地点に農業用利水点を追加して調査及び予測を行い、農業用水基準（水稲）との整合性についても評価すること。
- 5 施設の稼働に係る動物の予測対象時期を風力発電所の運転開始後としているが、当該動物の生態特性を勘案した上で、施設の稼働が定常状態となり、影響が最大となる時期を設定すること。
- 6 ホンドモモンガ、ヤマネ等の樹上性哺乳類の調査手法として、シャーマントラップ法を採用しているが、巣箱調査がより有効な手法であると考えられることから、当該調査の採用を検討すること。
- 7 事業実施によるコウモリ類への影響について、専門家の意見を踏まえ、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 8 累積的な環境影響が考えられる環境影響評価項目として、本方法書では騒音及び超低周波音、風車の影、景観を選定し、予測及び評価することとしているが、これらの項目のほかコウモリ類及び鳥類に対する累積的な影響が考えられることから、他事業者が計画する事業が明らかになった場合には、本事業との累積的な環境影響の予測及び評価を行うこと。

- 9 風力発電設備の設置位置の付近には、青森県レッドデータブック（2010年改訂版）において要調査野生生物（D）とされているイスカの繁殖に適した植生である松林が分布しており、繁殖地となっている可能性があることから、本種についての繁殖状況を適切に調査し、繁殖が確認された場合には、適切な手法により予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 10 先行的に行った調査において確認されたコガタカワシンジュガイは、環境省レッドリスト2017において、絶滅危惧Ⅰ類として絶滅の危機に瀕している種とされており、本種が確認された生息場所は水の濁りの影響を受けやすい小河川であることから、慎重に調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 11 工事用資材等の搬出入・地形改変及び施設の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場の予測対象時期を工事用資材等の搬出入に係る車両台数が最大となる時期及び発電施設が完成した時期としているが、当該活動の場の利用状況を勘案した上で、影響が最大となる時期を設定すること。
- 12 各環境影響評価項目に係る評価の手法については、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討を行い、景観に関する評価の手法と同様に第5次青森県環境計画における環境配慮指針との整合性についても検討すること。